

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」のご案内

東京都及び東京都内区市が実施する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」及び「父子家庭高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象とした制度です。具体的には入学準備金・就職準備金を貸し付けることで修学を支援し、資格取得と資格を活かした就職を促進してひとり親家庭の自立を図ることを目的としています。

貸付制度の主な内容

【貸付対象者】 ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者

【貸付資金】

(1) 入学準備金 50万円以内

▽養成機関への入学時に、入学・修学に必要な経費を貸付

例) 入学金、教科書等の納付金など

▽申請期限は養成機関入学後**3か月以内**です。

※申請は入学前から可能です。

(2) 就職準備金 20万円以内

▽養成機関を修了し、資格を取得しその資格を活かした仕事に就く際に、就職に必要な経費を貸付

例) 転居費用、被服費、通勤に要する費用など

▽申請期限は養成機関を修了し、資格取得して就職をしてから**3か月以内**です。

※申請は資格を取得し、就職が決定した時点から可能です。



貸付金の返済免除

* 下記の場合は返済が免除されます！

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から**1年以内**に就職し、東京都内において、取得した資格が必要な業務に**5年間**従事した場合には**全額返済が免除**されます。

